

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫議員団)

(議員名 石川 憲幸)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
/	宿泊料	共通案分率 50%
	4/2 15,935円×100% =15,935円	25%
	計15,935円	それ以外の案分
		案分の説明
		100%
		案分率
	全て政務活動に係るものであるため	100%充当
	宿泊代には食料料が含まれていない事を確認した	

領 収 証
RECEIPT

No. 04494

石川 憲幸 様

2023年4月2日

金額	¥15,935
----	---------

内 訳	
現金	
クレジット	
銀行振込	
印	15,935

但し/4/2~IN=宿泊代にて

内消費税
CONSUMPTION TAX



Hotel Monterey Kobe
ホテルモンテレー神戸

担当者
[Redacted]

上記の金額正に領収致しました。
担当者印無きものは無効です。

〒650-0011 神戸市中央区下山手通2丁目11番13号
TEL. 078-392-7111

(添付様式7)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	石川憲幸
-----	------

活動名	議会事務局 糟谷 次長との打合せの為前泊			
活動概要	・日時 : 令和5年4月3日(月) 午前9時15分～ ・場所 : 自民党兵庫控室 ・内容 : 新年度における議会運営についての打合せ			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	宿泊費	15,935	4- /	ホテルモントレ神戸 4/2 前泊
		合計	15,935	
備考	*添付書類:			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫議員団)

(議員名 石川 憲幸)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
2	宿泊料	共通案分率 50%
	4/4 11,685円 × 100% = 11,685円	25%
	計11,685円	それ以外の案分
		案分の説明
		100%
		案分率
	全て政務活動に係るものであるため	100%充当
	宿泊代には食料料が含まれていない事を確認した。	

領 収 証 RECEIPT

No. 04575

石川 憲幸 様

2023年4月4日

金額	11,685
----	--------

内 訳	
現金	
クレジット	
銀行振込	
10	✓

印
紙

但し、2023年4月4日～10日 宿泊料

内消費税
CONSUMPTION TAX



Hotel Monterey Kobe
ホテルモンテレー神戸



担当者
[Redacted]

上記の金額正に領収致しました。
担当者印無きものは無効です。

〒650-0011 神戸市中央区下山手通2丁目11番13号
TEL. 078-392-7111

(添付様式7)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	石川憲幸
-----	------

活動名	企画部総務課 藤原副課長との打合せ・財政課 山本副課長との打合せの為前泊			
活動概要	<ul style="list-style-type: none">・日時 : 令和5年4月5日(水) 午前9時00分～・場所 : 自民党兵庫控室・内容 : 令和5年度 重要施策の詳細についての意見交換 <ul style="list-style-type: none">・日時 : 令和5年4月5日(水) 午前9時30分～・場所 : 自民党兵庫控室・内容 : 令和5年度 財政状況について打ち合わせ			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	宿泊費	11,685	4-2	ホテルモンレ神戸 4/4 前泊
		合計	11,685	
備考	*添付書類:			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫議員団)

(議員名 石川 憲幸)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
3	宿泊料	共通案分率 50%
	4/6 13,385円 × 100% = 13,385円	25%
	計13,385円	それ以外の案分
		案分の説明
		100%
		案分率
	全て政務活動に係るものであるため	100%充当

領収証
RECEIPT

No. 04577

石川 憲幸 様

2023年4月6日

金額	¥13385
----	--------

内 訳	
現金	
クレジット	
銀行振込	
ID	✓

印
紙

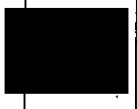
但し、2023年4月6日～7日一泊一宿泊代として。

内消費税
CONSUMPTION TAX



Hotel Monterey Kobe
ホテルモンテレー神戸

担当者



〒650-0011 神戸市中央区下山手通2丁目11番13号
TEL. 078-392-7111

上記の金額正に領収致しました。
担当者印無きものは無効です。

S60-2

宿泊代には食事が含まれていない事を確認した

(添付様式7)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	石川憲幸
-----	------

活動名	芸術文化課吉村課長との打合せの為前泊			
活動概要	・日時：令和5年4月7日(金) 午前9時30分～ ・場所：自民党兵庫控室 ・内容：日本愛瓢協会 兵庫県大会（神崎町）の開催及び運営について			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	宿泊費	13,385	4-3	ホテルモントレ神戸 4/6 前泊
		合計	13,385	
備考	*添付書類:			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

(添付様式2)

4/

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 5 年 4月分)
(会派名 自民党兵庫議員団)
(議員名 石川憲幸)

整理 番号	使 途 項 目				
4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
	<p>コピー機リース代 (3月分) 14,080円 × 50% = 7,040円</p> <p>7,040円を充当</p> <p>8 D 5- 4- 7 14,080 HC)ミツE"9HBL </p>	<table border="1"><tr><td data-bbox="1141 403 1300 481">共通案分率</td><td data-bbox="1300 403 1420 481">50% 25%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1141 481 1420 1041">それ以外の案分 案分の説明</td></tr></table> <p>案分率</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明
共通案分率	50% 25%				
それ以外の案分 案分の説明					

669-3467

兵庫県丹波市
氷上町本郷488-2
石川憲幸事務所 内

お問合せ先
担当支店 関西営業部 京都営業所
電話 06-6530-7111
(受付時間：平日 09:00~17:00)

石川 憲幸

様



105-0003
東京都港区西新橋1丁目3-1
西新橋スクエア9階

431111 10151 0002525#

三菱HCビジネスリース株式会社

0001/0003 0005296

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
ご契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますので
ご確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

リース契約のご確認書

【ご契約内容】

契約番号	1057-0636-0900-00	リース期間	60ヶ月			
契約種類	リース	リース期間開始日	2022/09/29	リース期間満了日	2027/09/28	
借主名	マンマシン 株式会社	月 額	リース料	12,800円	リース料	768,000円
代表物件名	カラー複合機		消費税等	1,280円	消費税等	76,800円
			お支払額	14,080円	お支払額	844,800円
※リース物件のご明細につきましては、別紙をご参照ください。		お支払日	07日	お支払方法	口座振替	

【お支払引落口座】

金融機関名		預金種目	
口座名義人			

【お支払内容】

(単位：円)

回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高	回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高
			リース料	消費税等					リース料	消費税等	
1	2022/11	14,080	12,800	1,280	830,720	31	2025/05	14,080	12,800	1,280	408,320
2	2022/12	14,080	12,800	1,280	816,640	32	2025/06	14,080	12,800	1,280	394,240
3	2023/01	14,080	12,800	1,280	802,560	33	2025/07	14,080	12,800	1,280	380,160
4	2023/02	14,080	12,800	1,280	788,480	34	2025/08	14,080	12,800	1,280	366,080
5	2023/03	14,080	12,800	1,280	774,400	35	2025/09	14,080	12,800	1,280	352,000
6	2023/04	14,080	12,800	1,280	760,320	36	2025/10	14,080	12,800	1,280	337,920
7	2023/05	14,080	12,800	1,280	746,240	37	2025/11	14,080	12,800	1,280	323,840
8	2023/06	14,080	12,800	1,280	732,160	38	2025/12	14,080	12,800	1,280	309,760
9	2023/07	14,080	12,800	1,280	718,080	39	2026/01	14,080	12,800	1,280	295,680
10	2023/08	14,080	12,800	1,280	704,000	40	2026/02	14,080	12,800	1,280	281,600
11	2023/09	14,080	12,800	1,280	689,920	41	2026/03	14,080	12,800	1,280	267,520
12	2023/10	14,080	12,800	1,280	675,840	42	2026/04	14,080	12,800	1,280	253,440
13	2023/11	14,080	12,800	1,280	661,760	43	2026/05	14,080	12,800	1,280	239,360
14	2023/12	14,080	12,800	1,280	647,680	44	2026/06	14,080	12,800	1,280	225,280
15	2024/01	14,080	12,800	1,280	633,600	45	2026/07	14,080	12,800	1,280	211,200
16	2024/02	14,080	12,800	1,280	619,520	46	2026/08	14,080	12,800	1,280	197,120
17	2024/03	14,080	12,800	1,280	605,440	47	2026/09	14,080	12,800	1,280	183,040
18	2024/04	14,080	12,800	1,280	591,360	48	2026/10	14,080	12,800	1,280	168,960
19	2024/05	14,080	12,800	1,280	577,280	49	2026/11	14,080	12,800	1,280	154,880
20	2024/06	14,080	12,800	1,280	563,200	50	2026/12	14,080	12,800	1,280	140,800
21	2024/07	14,080	12,800	1,280	549,120	51	2027/01	14,080	12,800	1,280	126,720
22	2024/08	14,080	12,800	1,280	535,040	52	2027/02	14,080	12,800	1,280	112,640
23	2024/09	14,080	12,800	1,280	520,960	53	2027/03	14,080	12,800	1,280	98,560
24	2024/10	14,080	12,800	1,280	506,880	54	2027/04	14,080	12,800	1,280	84,480
25	2024/11	14,080	12,800	1,280	492,800	55	2027/05	14,080	12,800	1,280	70,400
26	2024/12	14,080	12,800	1,280	478,720	56	2027/06	14,080	12,800	1,280	56,320
27	2025/01	14,080	12,800	1,280	464,640	57	2027/07	14,080	12,800	1,280	42,240
28	2025/02	14,080	12,800	1,280	450,560	58	2027/08	14,080	12,800	1,280	28,160
29	2025/03	14,080	12,800	1,280	436,480	59	2027/09	14,080	12,800	1,280	14,080
30	2025/04	14,080	12,800	1,280	422,400	60	2027/10	14,080	12,800	1,280	0

【ご連絡事項】

・お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、
当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただきますことがあります。

リース契約のご確認書

(リース物件のご明細)

ご契約いただきましたリース物件の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。
本書はリース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

物件 全 1件

物件 1	物件名	カラー複合機	数量	1
	メーカー名	富士フイルム	型式	ApeosC2570PFS
	物件設置場所	兵庫県丹波市氷上町本郷488-2		
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			



領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫)

(議員名 石川 憲幸)

整理 番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
5	ガソリン代 4月支払分	共通案分率 50% 25%
	2/22 5,627円	それ以外の案分 案分の説明
	3/4 6,095円	
	3/17 6,882円	
	3/20 4,911円	
計23,515円 消費税2,352円 合計25,867円	案分率	
25,867円×50% = 12,933円		
タイヤ脱着代3,300円は充当せず		

領 収 証

石川 憲幸 様 令和5年4月10日

区 分	金 額
現金	
小切手	
振 込	
手 形	
相 殺	

¥ 百 4 千 2 9 1 6 7 円

上記の金額正に受領致しました
但し

収入
印 紙

兵庫県丹波市春日町中山968
矢持石油・認証工場YAMOCHI
丸紅エネルギー } 特約店 **矢持進商店**
スズキ自動車 }
TEL(0795)75-0111
☎ 669-4265

取扱者印

請 求 書

兵庫県丹波市春日町中山968番地

矢持石油・認証工場 YAMOCHI

丸紅エネルギー } 特約店 矢持進商店
スズキ自動車 }

TEL. (0795) 75-0111

FAX. (0795) 75-1883

☎669-4265

===== 取 引 銀 行 =====

石 川 憲 幸 様

00001-0000-000000012

2023 年 3 月 20 日 (20 日締分) お支払予定日 月 日 P. 1

前月請求額	当月ご入金額	調整・手数料	差引繰越額	当月お買上額	内消費税額等	当月請求額
25,791	25,791	0	0	29,167	(2,652)	29,167

車に関するご用命は、何なりとスズキ副代理店の認証工場YAMOCHIへ。
ガソリンスタンド矢持石油にも気軽にお立ち寄り下さい。お待ちしております。

日付	SS	車番	商品コード	商品名	数量	単価	金額	データNo.
<< 車別 小計 >>							3,300	
23/02/22	00001	5593	1.00	ハイオク	37.51	150.01	5,627	8517
23/03/04	00001	5593	1.00	ハイオク	40.63	150.01	6,095	9005
23/03/17	00001	5593	1.00	ハイオク	45.88	150.01	6,882	9891
23/03/20	00001	5593	1.00	ハイオク	32.74	150.01	4,911	62
<< 車別 小計 >>							23,515	
< 外税お買上額 >							23,515) 25,867
< 外税消費税額等 >							2,352	
< 内税お買上額 >							3,300	
< 内税消費税額等 >							(300)	
23/03/10	00001			入金 現金			25,791	9492

件数	ハイオク	レギュラー	軽油	灯油	その他	担当
5	156.76 25,867				3,300	

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
 (会派名 自民党兵庫
 (議員名 石川 憲幸)

整理 番号	使 途 項 目												
6	調査研究費・ <u>ETC</u> 料金・会費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費												
	<p>ETC料金 2/1~2/26 分</p> <p>2/ 2 2,080円</p> <p>2/ 2 2,460円</p> <p>計 4,540円</p>	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">それ以外の案分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(100%)</td> </tr> <tr> <td>案分率</td> <td></td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分		案分の説明		(100%)		案分率
共通案分率	50%												
	25%												
それ以外の案分													
案分の説明													
(100%)													
案分率													
<p>全て政務活動に係るものであるため 100%充当</p>													

650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目 10-1
兵庫県議会 内

石川 憲幸 様

28167-7517-4361-70590 6067613#



毎々当社のカードをご愛用いただきありがとうございます。
過日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」、「お支払日」を
下記の通りご案内申し上げます。ご指定の口座を通してお支払いいただきますので、
「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。
なお、お支払口座へのご入金はお早めをお願い申し上げます。

株式会社近畿しんきんカード
大阪市北区西天満4丁目 13-8 アマシンビル
登録番号 近畿財務局長第00210号



お問い合わせ先 お電話の際はお手元にカードをご用意ください。
フリーダイヤル 0120-061-501 (TEL 06-6365-1501)
※電話番号はお間違いないようにおかけください。
スマートダイヤル24 (音声応答) 0120-911-911 サービスコード11
HP <http://www.kinki-shinkin.co.jp>

明細書枚数 2枚中 1枚目

カードのご利用枠 (家族カード発行時は共通のご利用枠)

カードの種類	VISA		
総利用枠	150万円		
カード利用枠	150万円		
内リボ払い	100万円		
内分割・2回・ボーナス	100万円		
キャッシング利用枠	50万円		
内キャッシングリボ	50万円		
内海外キャッシングサービス	50万円		

リボ払いと分割払いは上記に表示の利用枠内でご利用いただけますが、ご利用金額の上限は合算で1.00万円です。

お支払日	2023年4月10日(月)	金融機関	
お支払合計額	58,690 円	支店	
		科目	
		口座番号	

お客様の個人情報保護のため、口座番号を表示しておりません。

カード名称	
お問合せ番号	
加入・切替日	2007年6月12日

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、
お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

あとからリボ #印のあるご利用明細合計 58,690円を今からリボ払いに変更できます。
お申込みは 4月 3日までにどうぞ!
お申込みは ◆「スマートダイヤル24」 0120-863724 サービスコード 51
<24時間・年中無休> 通話料無料

ご利用年月日 (年/月/日)	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	お支払金額	摘要	備考
	石川 憲幸 様						
#23 2 2	神戸公社 ETC 通行料金	往 0	160	1	1	160	自大沢 至大沢 普通車 ◎
#23 2 2	神戸公社 ETC 通行料金	0 = 2,080	150	1	1	150	自柳谷 至柳谷 普通車 ◎
#23 2 2	神戸公社 ETC 通行料金		160	1	1	160	自大沢 至大沢 普通車 ◎
#23 2 2	神戸公社 ETC 通行料金		150	1	1	150	自柳谷 至柳谷 普通車 ◎
#23 2 2	ETC 関西支社		870	1	1	870	自丹南篠山口 至神戸三田 普通車 ◎
#23 2 2	ETC 関西支社		1250	1	1	1250	自神戸三田 至春日 普通車 ◎
#23 2 2	ETC 阪神高速道路 大阪管理部		900	1	1	900	自柳谷 至神若出 普通車 ◎
#23 2 2	ETC 阪神高速道路 大阪管理部		900	1	1	900	自二宮入 至柳谷本線出 普通車 ◎

#23 2 10	関西電力 電気 (7)	13055	1	1	13055	23年 2月	◎
----------	-------------	-------	---	---	-------	--------	---

ご利用明細のご説明
<ご利用日> 前回ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものととなります。
<支払区分> 1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3~=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ボ=ボーナス一括払い 等 <今回回数> 今回が何回目のお支払いかを表示しております。

ポイント 裏面もご覧ください

ご利用年月日 (年/月/日)	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	摘要	備考
石川 憲幸 様						
#23 310 2月分	au携帯電話料金 (8)	13065	1	1	13065	◎

備考の◎印はポイントの対象利用となります。

ご利用明細のご説明

<ご利用日>前回ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものとします。

<支払区分>1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3~=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ポ=ボーナス一括払い 等 <今回回数>今回が何回目のお支払いかを表示しております。

ポイント

(添付様式 7-2)

活動報告書（登庁調査）

議員名	石川 憲幸
-----	-------

令和5年2月分

日付	整理番号	主な活動概要	充当額	備考 (添付資料)
2/2	4- 6	保険医療部 山下部長との打合せ（往復）	2,080 2,460	丹南篠山口～神若出 二宮～春日
			計 4,540円	

※県庁における政務活動の場合は、本様式により作成できます。

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(会派名 自民党兵庫議員団)
(議員名 石川憲幸)

整理番号	用途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 事務所費・事務費・人件費	
7	電気料金 2月分	共通案分率 50% 25%
	13,055円	それ以外の案分 案分の説明
	13,055円×50%=6,527円	案分率
カード明細は、「6」に添付		

電気ご使用量のお知らせ

石川のりゆき事務所 様
いつもご利用いただきありがとうございます。

本書作成年月日
令和5年2月13日

お客様番号 10470209031201
今回検計日 2月10日 次回検計日 3月10日
供給地点特定番号 (1) 0601047020903120110000

年月分 5年2月分
ご請求金額 13,055円
ご使用期間 1月14日~2月9日
お支払期限日 3月13日

ご契約種別1 従量電灯B
ご契約 8kW
ご請求金額 13,055円

当月ご使用量 494kWh
ご参考 前年同月ご使用量 (期間 1月14日~2月9日) 440kWh

当月指示数 01587.2
前月指示数 01093.0

(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭
基本料金	3,168	00	再エネ促進賦課金	1,704	00
1段料金	2,149	20	消費税等相当額再掲	1,186	00
2段料金	3,801	60			
3段料金	4,584	22			
燃料費調整額	-2,351	44			

計器番号 314

ご契約種別2 *****
ご請求金額 *****

(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭

従量電灯B	(参考) 託送料金相当額(再掲) うち賠償負担金相当額 及び廃炉円滑化負担金相当額	4,273円 113円62銭
※託送料金相当額は、低圧託送料金平均単価を基に算定した参考値です。		

5年2月分 ご請求に関するお知らせ

クレジット支払
電気料金はカード会社からの請求となります。
なお、カード会社の締切日と当社の検針日等の都合により、カード会社から2ヶ月分をまとめて請求する場合がありますのでご容赦ください。

電気料金額収済のお知らせ

ご契約種別		
年月分		
領収金額	*****	*****
消費税等相当額(再掲)		
ご使用期間		
ご使用量		
振替日		

口座名義
店舗
口座番号

印紙税申告書付につき北税務署承認済
◎口座振替による領収の場合、お客さま情報保護の観点から、ご口座情報につきましては、お客さまからの希望がある場合にのみ記載しております。なお、その場合でも、口座番号の一部を非表示とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いたします。
<ご使用場所> 丹波市氷上町本郷488-2

単価名称	月分	従量電灯B 1kWhにつき	
燃料費調整	当月分	-4円76銭	-----
	翌月分	-4円76銭	-----
再エネ発電促進賦課金	当月分	3円45銭	-----

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(会派名 自民党兵庫)
(議員名 石川憲幸)

整理番号	使途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
8	携帯電話使用料2月分	共通案分率 50%
	<p>auかんたん決済利用料800円、auスマートパスプレミアム548円、auサービス情報料880円を除く</p> <p>13,065円 - 2,228円 = 10,837円</p> <p>10,837円 × 25% = 2,709円</p> <p>2,709円を充当</p> <p>カード明細は、「6」に添付</p>	<p>25%</p> <p>それ以外の案分 案分の説明</p> <p>案分率</p>

料金内訳書 <凡例>税込または免税料金等:「*」、旧税率計算対象料金:「#」 発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 3月 5日 KDDI株式会社

ご請求コード 0513895695 総合計 13,065円 ご利用年月 2023年 2月

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●au電話料金			●合計 10,617円
ご利用番号	10,617		お客様コード 34380214
< 2月ご利用内訳 >	10,617		ご利用月数は2023年 3月で10年 4ヶ月目です。
▼プラン利用料	7,500		
auフラットプラン20N (カケホ)		2,650	
auフラットプラン20N (データ)		4,720	
2年契約N+家族割		-170	
LTE NET		300	
▼オプション使用料	900		
電話きほんバック (V)		400	
テザリングオプション		500	
▼通話料/auフラット20N (カケホ)	60		
通話料		4,640	
SMS (Cメール) 送信料		60	
auフラット20N (カケホ) 割引額		-4,640	
▼故障紛失サポート (ACS) /税込	1,309		
Apple製品保証/税込		1,045	* (本体価格950円)
Apple製品 紛失補償/税込		264	* (本体価格240円)
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼消費税等 (10%)	846		10%消費税の課税対象額 8,462円
データ利用量 (データ容量消費あり)	1.29GB		
●auかんたん決済利用料			●合計 2,228円
▼			
●紙請求書発行手数料			●合計 220円
▼紙請求書発行手数料	200		
▼消費税等 (10%)	20		10%消費税の課税対象額 200円

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫)

(議員名 石川 憲幸)

整理 番号	使 途 項 目				
9	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
	ルーター入替設定 ウイルスバスター インストール 上記作業 1式 15,000円 消費税1,500円 振込手数料 440円 16,940円×50% 8,470円を充当	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1133 392 1308 481">共通案分率</td> <td data-bbox="1308 392 1428 481">50% 25%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1133 481 1428 1030">それ以外の案分 案分の説明</td> </tr> </table> 案分率	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明
共通案分率	50% 25%				
それ以外の案分 案分の説明					

(発行日 23 年 3 月 31 日)

〒 6 6 9 - 3 4 6 7

兵庫県丹波市氷上町本郷 4 8 8 - 2

石川憲幸事務所 様

TEL 0795-80-2714 FAX 0795-80-2713



株式会社

代表取締役 齊

本社 〒669-3467 兵庫県丹波市宇天田(東) TEL/0795-80-3372 FAX/0795-80-3373
丹波営業所 〒669-3467 兵庫県丹波市春日町 TEL/0795(75)0222 FAX/0795(75)0067
御振込先

明細金額欄：金額は税抜金額です。

毎度ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。(23年3月31日締切分)

PAGE 1

前回請求額	入金額	調整額	差引繰越金額	売上額	消費税額等	今回請求額
0	0	0	0	15,000	1,500	16,500

年月日	伝票No.	商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
23 324	2819	ルーター入替設定 (22日作業)				0
23 324	2819	ワイルスパスターインストール (24日作業)				0
23 324	2819	上記作業費 (2日分)		1式	15,000	15,000
		【消費税】				< 1,500 >
		【伝票計】				< 16,500 >
		《石川憲幸事務所 様》				<御買上額: 16,500
		【御買上額合計】				16,500
		内消費税額等 (課税対象額: 15,000)				(1,500
		【御入金額合計】				0
		総御買上額 (税抜)				15,000
		値引・返品 (税抜)				0
		純御買上額 (税抜)				15,000

JAキャッシュサービス

ご利用明細票

毎度ありがとうございます。ご利用明細は下記の通りでございます。どうぞお確かめください。裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。

取引金融機関・店	取扱金融機関・店	機番	通番
			0030
取扱日	口座番号等		
05-04-10			
お取引内容	お振込み		
手数料	¥440	お取引金額	¥16,500
おつり	¥3,060	お取引後残高	
時刻	09:48		
お支払可能残高			

中兵庫信用金庫

0064983

*印字機印字済

*印字機印字済

0795-75-0217

*印字機印字済



領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫議員団)

(議員名 石川憲幸)

整理 番号	使 途 項 目																													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 事務費 人件費																													
10	郵便切手	84円切手×20枚 1,680円																												
	1,680円×50% = 840円																													
		共通案分率 50% 25%																												
		それ以外の案分 案分の説明																												
		案分率																												
<p>郵便切手類及び印紙販売証明書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>種 類</th> <th>枚 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切手</td> <td>84円</td> <td>20枚</td> <td>1680円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>枚</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>枚</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>枚</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>枚</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td>1680円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の通り販売した事を証明します。</p> <p style="text-align: right;">令和5年4月2日</p> <p style="text-align: right;">石川 憲幸 様</p> <p style="text-align: center;">柏原郵便局管内 指定販売者 株式会社 ハート</p> <p>(本販売証明書は5万円以上の場合でも収入印紙の貼付の必要はありません)</p>			銘 柄	種 類	枚 数	金 額	切手	84円	20枚	1680円		円	枚	円		円	枚	円		円	枚	円		円	枚	円	合 計			1680円
銘 柄	種 類	枚 数	金 額																											
切手	84円	20枚	1680円																											
	円	枚	円																											
	円	枚	円																											
	円	枚	円																											
	円	枚	円																											
合 計			1680円																											

(添付様式6)

自民党兵庫議員団
[石川 憲幸]

切手受払簿

年	月	日	整理 区分	会計 帳簿 番号	摘 要 ※種類、送付数や送付内容等を記載	異動高				現在高	
						受		払		計	
						数量	価格	数量	価格	数量	価格
5	4	1		4-26	R4年度分 切手繰越し分					13	1,092
		3			郵送4件 (丹波市内 要望、陳情に係る事務連絡)			4	336	9	756
		4			郵送4件 (丹波市内 県政報告に係る事務連絡)			4	336	5	420
		5			郵送2件 (丹波市内 県政報告に係る事務連絡)			2	168	3	252
		6			郵送3件 (丹波市内 要望、陳情に係る事務連絡)			3	252	0	0
					年度計			枚	円	枚	円

※年度ごとに集計し、政務活動費収支報告書とともに議長へ提出してください。
 ※送付は業者発送に限ります。その場合も領収書添付様式の備考欄に送付先、送付内容等を記載願います。
 ※切手等は郵送の都度、必要枚数を購入することを前提に、月額1万円未満までの購入を可とします。
 ※送付先、送付内容を必ず記載願います。

(添付様式6)

自民党兵庫議員団
[石川 憲幸]

切手受払簿

年	月	日	整理 区分	会計 帳簿 番号	摘 要 ※種類、送付数や送付内容等を記載	異動高				現在高	
						受		払		計	
						数量	価格	数量	価格	数量	価格
5	4	12	購入	4-12	切手購入 ④ 84円 × 20枚	20	1,680			20	1,680
		12			郵送 2件 (丹波市内 要望、陳情に係る事務連絡)			2	168	18	1,512
		13			郵送 2件 (丹波市内 県政報告に係る事務連絡)			2	168	16	1,344
		14			郵送 2件 (丹波市内 要望、陳情に係る事務連絡)			2	168	14	1,176
		17			郵送 1件 (丹波市内 要望、陳情に係る事務連絡)			1	84	13	1,092
					年度計		枚 円		枚 円		枚 円

※年度ごとに集計し、政務活動費収支報告書とともに議長へ提出してください。
 ※送付は業者発送に限ります。その場合も領収書添付様式の備考欄に送付先、送付内容等を記載願います。
 ※切手等は郵送の都度、必要枚数を購入することを前提に、月額1万円未満までの購入を可とします。
 ※送付先、送付内容を必ず記載願います。

(添付様式6)

自民党兵庫議員団
[石川 憲幸]

切手受払簿

年	月	日	整理 区分	会計 帳簿 番号	摘 要 ※種類、送付数や送付内容等を記載	異動高				現在高	
						受		払		計	
						数量	価格	数量	価格	数量	価格
5	4	18			郵送3件 (丹波市内 要望、陳情に係る事務連絡)			3	252	10	840
		19			郵送2件 (丹波市内 県政報告に係る事務連絡)			2	168	8	672
		20			郵送2件 (丹波市内 県政報告に係る事務連絡)			2	168	6	504
		21			郵送1件 (丹波市内 要望、陳情に係る事務連絡)			1	84	5	420
		24			郵送1件 (丹波市内 要望、陳情に係る事務連絡)			1	84	4	336
					年度計			枚	円	枚	円

※年度ごとに集計し、政務活動費収支報告書とともに議長へ提出してください。
 ※送付は業者発送に限ります。その場合も領収書添付様式の備考欄に送付先、送付内容等を記載願います。
 ※切手等は郵送の都度、必要枚数を購入することを前提に、月額1万円未満までの購入を可とします。
 ※送付先、送付内容を必ず記載願います。

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫議員団)

(議員名 石川 憲幸)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
11	宿泊料	共通案分率 50%
	4/13 10,240円×100% = 10,240円	25%
	計10,240円	それ以外の案分
		案分の説明
		100%
		案分率
	全て政務活動に係るものであるため	100%充当

領 収 証 RECEIPT

No. 04644

石川 憲幸 様

2023年4月13日

金額	¥10,240
----	---------

内 訳	
現金	
クレジット	
銀行振込	
ID	✓

印
紙

但し、2023年4月13日～16日の宿泊代として

内消費税
CONSUMPTION TAX



Hotel Monterey Kobe
ホテルモンテレー神戸

担当者



上記の金額正に領収致しました。
担当者印無きものは無効です。

〒650-0011 神戸市中央区下山手通2丁目11番13号
TEL. 078-392-7111

S60-2

宿泊代には食事料が含まれていない事を確認した

(添付様式 7)

活動報告書

※ 政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名

石川憲幸

活動名	議会事務局 糟谷次長との打合せの為前泊			
活動概要	<ul style="list-style-type: none">・日時 : 令和5年4月14日(金) 午前9:30~・場所 : 自民党兵庫控室・内容 : インド マハーラーシュトラ州下院議員一行を県議会に受け入れる準備について打合せ			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	宿泊費	10,240	4- / /	ホテルモントレ神戸 4/13 前泊
		合計	10,240	
備考	*添付書類:			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

4/14

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

会派名 自民党兵庫議員団

(議員名 石川憲幸)

整理 番号	使 途 項 目			
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費			
12	兵庫ジャーナル購読料 令和5年1月～令和5年3月分	8,400円	共通案分率	50%
				25%
	全て政務活動に係るものであるため	100%充当	それ以外の案分	100%
			案分の説明	
			案分率	

2023年4月14日

領収書

石川 憲幸 様

¥ 8,400-

但し 兵庫ジャーナル購読料R5年1月～3月分として

上記金額正に領収いたしました。

内

消費税等

現金

小切手

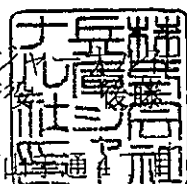
株式会社兵庫
代表取締役

〒650-0011

神戸市中央区下

ファインコード下山手6F

TEL078-333-7560 FAX078-333-7563



6-13

(添付様式 2)

4/2

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和5年4月分)
(会派名 自民党兵庫
(議員名 石川 憲幸)

整理 番号	使 途 項 目		共通案分率	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費		<u>50%</u> 25%	
14	事務所ゴミ等廃棄料	8,500円	それ以外の案分 案分の説明	
		消費税 850円		
		振込手数料 110円	案分率	
		合計 9,460円		
9,460円×50%=4,730円				

振込金 (兼振込手数料) 受取書

預金払戻請求書による振込受付書 (兼振込手数料受取書)

お振込日 和暦 05 04 24 (受付日 5 年 4 月 24 日)

お振込先	中 兵 庫	支店
お振込先 預金種目	1.普通 2.当座 4.貯蓄 9.その他	口座番号
金額	十 億 千 万 百 万 十 万 万 千 百 十 円	9 3 5 0
お振込人 お名前	様	
お振込人 お名前	自民党丹波市支部 (石川 憲幸) 様	
お振込人 おところ	(おでんわ 0795-80-2714) 丹波市氷上町本郷 488-2	
振込手数料 (消費税含む)	110	

【ご注意】

- 振込先金融機関へは、受取人名のほか預金種目・口座番号を通知します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のためお振込が遅延または入金できないことがあります。
- 通信機器・回線の障害など、やむを得ない事由によってお振込が遅延することもありますのでご了承ください。
- 記載された個人情報、当該事務手続きのためにのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。
- この振込につきましては、当金庫「振込規定」によりお取り扱いさせていただきます。

毎度ありがとうございます。
全国どこへでもお振込ができる当金庫
窓口を今後ともご利用ください。

請求書

令和5年4月15日



 自民党 丹波市支部 様

〒669-3811
丹波市青垣町佐治684

株式会社 六輔舎
TEL 0795 (87) 0064
FAX 0795 (87) 0998

毎度ありがとうございます。
下記の通り御請求申し上げます。

【取引銀行】



前月御請求額	御入金額	繰越額	当月御買上額	消費税	当月御請求額
			9,350		9,350

日付	品名	数量	単位	単価	金額	摘要
04/05	混合一般廃棄物 運搬処理	1.0	m ³	8,500	8,500	
		<<売上計>> <<消費税>> <<合計>>	10%		8,500 850 9,350	

(添付様式2)

7/24

領収書等添付様式【共通】

(令和 5年 4月分)
(会派名 自民党兵庫議員団)
(議員名 石川憲幸)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 事務費 ・人件費	
15	コピー代金 3月分	共通案分率 50% 25%
	11,566円×50%=5,783円	それ以外の案分 案分の説明
13 D 5- 4-24		案分率
11,566		SMBC(フジフイルム)

請 求 書

発行日：2023年03月23日
請求書番号：830322-0037294

石川憲幸事務所

様

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン



今回ご請求額 11,566円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、館名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号：3309395996 電話：0120-069-840

お支払約束日	2023年04月24日
お支払方法	
金融機関名	
本・支店名	
預金種目/口座番号	
指定口座名	上記、お支払約束日に口座より引落しさせていただきます。

料金項目/品名	期間/送品NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)
トータルサービス料金	2023/02/21-2023/03/20				10515
黒モード	1000カウント	1000	2.20	2200	
	1001カウント以上	4064	2.00	8128	
クリエーション	1000カウント以上	0	7.00	0	
フルカラー	1000カウント以上	17	11.00	187	
ご使用合計		5081			
【代金/料金合計】					10515
【消費税および地方消費税(10%)】					1051
【今回ご請求額】					11566
※ご利用機種/機械番号: Apeos C2570 (Model: PFS) 570057					
2023/02/21-2023/03/20					
1 (15090) (10010) (0) (15)					
2 (11) (11) (0) (0)					
3 (438) (420) (0) (1)					

一人お申込みの内容 (お客様控)

お客様がお申込みの三菱HCビジネスリース株式会社
される会社名(乙) = 105-0902 東京都港区三軒上丁3番1号

申込日は必ずご記入ください

契約
番号

後日お送りする「リース契約のご確認書」
にてお知らせいたします。

申込日 2022年9月7日

会社所在地		
会社名	石川憲幸事務所	
代表者名	フリガナ 石川 憲幸 代表者肩書	内容 営業年数 従業員数 年商 百万円(/) 担当窓口 部署 後名
※個人事業主さま追加記入欄 (代表者の方の情報をご記入ください。)		
生年月日	昭和50年7月1日(67才)	自己所有 家族所有 社宅 住居 公営住宅 分譲マンション 賃貸マンション 借家 アパート
自宅電話番号		
自宅住所		

お名前	フリガナ 石川 憲幸	自己所有 家族所有 社宅 住居 公営住宅 分譲マンション 賃貸マンション 借家 アパート
生年月日	昭和50年7月1日(67才)	申込者 との関係
自宅住所		
勤務先名	石川憲幸事務所	
勤務先住所		
自宅電話番号		
金融機関名		
預金種目	フリガナ 税引口座に収納 口座番号 政務調査費口座	④預金口座振替依頼書に金融機関お届け印をご捺印ください。
人名とともにご記入ください。 印日は右記、お支払方法のとおりとなります。	代表者肩書 代表者名 石川 憲幸	

ご注意事項
この申込みは、三菱HCビジネスリース株式会社より確認の電話または訪問をさせていただきます。お客様から受領した契約書および与信審査のためにいただいた情報は、本契約の成立にかかわらず当該規定に従って適切に管理処分するものとし、ご返却はいたしませんのであらかじめご了承ください。

リース物件名	メーカー名	型式/機番番号	台数	MHBL 旧契約No.
1 事務用パソコン	HP	Probook 62570	1台	
2				
3				
4				

5台以上の場合、別紙「物件明細書」をご使用ください

別紙「物件明細書」()枚

原則としてリース期間中は動産総合保険が付保されています。偶発的な事故により物件に生じた損害を補償する保険です。ただし、ソフトウェアやサービス、解約金などには、動産総合保険は付保されませんので、お客様のご負担となる場合がございます。保険の対象となる主な損害:火災・落雷・破裂・爆発・盗難・破損・風水災等による損害、電氣的、機械的の事故等

※本書面に記載の「MHBL」は、三菱HCビジネスリース株式会社を指します。

リース開始日	後日お送りする「リース契約のご確認書」にてお知らせいたします。
前払リース料	お支払日 2022年 月 日 最終支払月よりさかのぼって充当 前払リース料 (消費税等含む) 円
再リース料(年額)	(月額リース料×12)×1/6に消費税等を加算した合計額相当

①リース期間	60ヶ月
②月額リース料 (消費税等含まず)	12800円
③月額リース料 (税込)	③月額リース料に消費税率を乗じた金額(円未満切り捨て)を合算してご請求させていただきます。
④お支払総額 (税込)	③月額リース料(税込)×①リース期間 となります。

お支払方法

初回	2022年11月
第2回目	2022年12月
口座振替(毎月)	7日 27日

お支払方法については、事務手続き等の都合により引き落とし月が変更になる場合があります。後日お送りする「リース契約のご確認書」にてお知らせいたします。「リース契約のご確認書」は、会社所在地へ送付させていただきます。

納品・検取予定日 9月22日

販売店名(売主) 三井物産株式会社
〒620-0892 京都府福知山市宇田294番地の3
TEL 0773-25-4382 FAX 0773-25-43
FAX ()

問合せ窓口 三井物産株式会社

- 北海道・東北地域 050-3818-9497
- 関東・中部地域 050-3816-2188
- 近畿・中国・四国地域 06-6530-7111
- 九州・沖縄地域 050-3818-9459

②リースお申込みの内容 (お客様控)

甲と乙は、乙が甲に提供するEP(Electronic Partnership)の利用に関し、以下のとおり同意します。

第1条 EPの利用に関する同意

甲および乙は、対象機械(以下「機械」という)において本契約条項に定める条件でEP(Electronic Partnership)を利用することに同意します。

第2条 (定義)

- 1. 「EP」とは、「機械」の使用状況に関する情報を、乙が通信を利用して取得するシステムをいいます。
2. 「EP-EP」とは、甲のインターネット(プロキシサーバ等を含む)を經由し、「EP」を提供する機能のことをいいます。
3. 「EP-DX」とは、FAX回線を使用して「EP」を提供する機能のことをいいます。
4. 「EP通信装置」とは、「EP-EP」または「EP-DX」機能を利用できない「機械」に、「EP」を適用する場合に必要な提供の通信装置の総称とします。
5. 「富士フィルムビジネスインベーション等」とは、富士フィルムビジネスインベーション株式会社およびその関連会社ならびにそれらの業務委託先をいいます。

第3条 (サービス内容)

- 1. 「EP」によって乙が甲に提供するサービス内容は、本契約条項に定めるほか、富士フィルムビジネスインベーション株式会社がホームページで定める「EP」の利用に関する規約(以下「EP利用規約」という)のとおりとします。
2. 「富士フィルムビジネスインベーション等」は、富士フィルムビジネスインベーション等が「EP利用規約」を変更する場合、変更につき、富士フィルムビジネスインベーション株式会社の公式ホームページへの掲示により甲に通知することとします。甲は「富士フィルムビジネスインベーション等」が変更後の「EP利用規約」を最初に掲示した日から変更後の「EP利用規約」に拘束されます。変更後の「EP利用規約」を確認する責任は甲にあります。

第4条 (EP)の利用目的・乙が取得する情報項目

- 1. 乙は、「EP利用規約」に記載の利用目的に従って、「EP利用規約」に記載の感情情報のうち必要な範囲で情報を利用します。ただし、取得したデータに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できない状態に加工した後に利用する場合があります。
2. 乙は、当該情報を「EP利用規約」に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。

第5条 (EP通信装置)の貸付

- 1. 「EP-EP」または「EP-DX」機能を利用できない「機械」については、「EP通信装置」等の機材を甲に無償で貸与する場合があります。「EP通信装置」の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理します。また甲は、「機械」がリース会社等第三者の所有である場合は、「EP通信装置」を「機械」に接続し利用することにつき事前に所有者の承諾等必要な措置をとります。

第6条 (EP)利用時の費用負担

- 1. 「EP」の接続環境の整備等に関する次の事項に要する費用は、甲が負担します。
(1) 公衆回線へのアクセス可能な回線の確保
(2) 設置・維持に必要な電気工事費、燃料費、工事等および電気料金
2. 「EP」の利用に必要な公衆電話回線の通話料は乙が負担します。
3. 甲は、「EP通信装置」を取付けた「機械」の設置場所を変更する場合、事前に乙に通知するものとします。

第7条 (EP)の利用中止

- 1. 甲または乙は、相手方に対して事前に通知することにより「EP」の利用を中止することができます。
2. 前項により「EP」の利用を中止した場合、甲はただちに乙から貸与された「EP通信装置」一式を乙に返却します。

以上

契約条項 P-7735_210416 (ミスコピー検除方法について)

Table with 2 columns: 対象 (Target) and 機種 (Model). Lists various printer models such as Acolor820, DocuCentre, and ApeosPort series.

- ① 不良コピーが頻りに発生した場合、甲は当該不良コピーを保管し、乙の技術者が甲を訪問した際これを示し、技術者が当該不良コピーの発生が乙の責の帰するものと認められたものに限り、その数を検除用コピー数から差し引きます。
② 「テスト検除後コピー数」に黒モードは2%、カラーモードは3%を乗じた数値を不良コピー数とみなし、各モードのコピー数から差し引きます(小数点以下切り上げ)。
③ 「テスト検除後コピー数」に黒モード、カラーモード各々に1%を乗じた数値を不良コピー数とみなし、各モードのコピー数から差し引きます(小数点以下切り上げ)。
④ 「テスト検除後コピー数」に黒モード、カラーモード各々に0.3%を乗じた数値を不良コピー数とみなし、各モードのコピー数から差し引きます(小数点以下切り上げ)。

注文請書

石川事務所

(甲)御中

注文番号 229085351E0

発行日 2022年9月14日

以下の契約条件にもつき注文をお願いします。

受注者(乙): 富士フィルムビジネスインベーションジャパン株式会社

所在地 兵庫県神戸市中央区淡路町2丁目1番30号

社名 富士フィルムビジネスインベーションジャパン株式会社

役職名 兵庫支社長

太田垣 朝

氏名

契約条件

- 1 本契約によって乙が甲に提供する、物品・サービス等(以下、物品・サービス等という)の内容・料金・支払い条件・設置先・特約事項等については、本注文書に添付された各契約ごとの記載項目(以下、記載項目という)で定めるものとします。
2 物品・サービス等の内容・提供条件・免責事項等の契約条件の詳細は、記載項目の「契約条項参照先」に記載のURLに格納されている、各契約ごとの条文等(契約条項、条件書、利用規約その他の条文、以下、契約条項等という)で定めるものとします。なお、本注文書による甲から乙への注文に係る契約の種類は、下記の契約種類に記載のとおりとします。
3 物品・サービス等に特約の付帯事項等により、契約条項等に追加することが必要な条項(以下、追加条項という)がある場合には、記載項目の「契約条項参照先」に記載のURLに格納されている追加条項を参照するものとします。
4 記載項目に記載する販売代金・サービス料金等には、消費税および地方消費税相当額は含まれません。

記

契約種類

Table with 2 columns: A and トータルサービス契約. Contains a single entry for Total Service Contract.

契約種別	
A	トータルサービス契約

契約対象商品/契約種別/契約期間等

契約種別:トータルサービス契約

契約条項参照先:https://www.film.com/fb/support/syaku

契約条件番号:JTTA001B_210416.P-5050(9).220606.P-7735.210416

契約期間:設置先等に記載のとおり

料金計算の締切日:20日締

支払日:翌月23日支払

請求サイクル:1ヵ月

開始メーターカウント:設置先等に記載のとおり

ミスコピー控除方法:契約条項参照先に格納するミスコピー控除方式一覧に記載します。

設置調整完了日(新規購入の場合):設置先等に記載のとおり

料金表番号	A-1
-------	-----

トータルサービス料金(1台につき)

契約対象商品:Apeos C2570 (Model-PFS)

料金項目等		数量	単価(円)	料金(円)
コピー/プリント料金(コピー/プリントにつき)				
黒モード		1,000カウントまで	2.2	
黒モード		1,001カウント以上	2	
クリエーションカラーモード		1カウントにつき	7	
フルカラーモード		1カウントにつき	11	
最低コピー/プリント料金				2,550 月額

商品毎のコピー/プリント枚数の算出メーター(コピー/プリント料金は商品の各モードにおけるプリント枚数の合計にもとづいて計算します)

契約対象商品	メーター1	メーター2	メーター3	メーター4	メーター5	メーター6
Apeos C2570 (Model-PFS)	黒モード	クリエーションカラーモード	フルカラーモード			

設置先等

明細番号	契約対象商品名	機械番号	所在地
1	Apeos C2570 (Model-PFS)	670057	住所:丹波市氷上町本郷488-2 事業所名:石川憲幸事務所 部課名:
(EP適用: <input checked="" type="checkbox"/> ・しない) (適用する料金:料金表番号A-1)			
メーター1:	メーター2:	メーター3:	
メーター4:	メーター5:	メーター6:	
契約期間: 2022年9月22日から 2027年9月21日まで 設置調整完了日: 2022年9月22日			

- 第1条 本契約条項は、注文書記載の契約対象商品(以下、商品という)に関する、甲が発注者乙を受注者とする甲乙間の注文書記載の契約(以下、本契約という)に運用されます。
- 第2条 トータルサービスとは、乙が甲にこのサービス可能地域内において第7条の保守サービスを行い、トータルサービス等の感光体および必要消耗品等乙の指定する販売商社を除く、以下(以下)を供給、交換することをいいます。
- 第3条 甲は商品の設置場所を変更する場合、予め乙に通知します。この場合、作業は乙または乙の指定する者が実施し、甲は移動設置調整等設置場所の変更に必要な費用を乙に支払います。
- 第4条 注文書記載の契約期間満了の2ヵ月前までに甲乙いずれからも本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新し以後の更新は2回を限度として同様とします。ただし、乙が本契約条件で保守サービスの継続が困難と判断した場合は、乙は注文書記載の契約期間満了(更新後)において更新後の契約期間満了の2ヵ月前までに甲に次の方式を通知し、甲は、当該方式から選択します。
- 乙が所定の有料オーバーホールを実施した上本契約を1年間更新し、その後の更新は2回までとする。
 - 乙が所定の更新料金を乙が2年間を限度として新たにトータルサービス契約を締結する。
 - 乙が保守サービスおよび感光体、消耗品等、商品の別方式とする。
- 第5条 2.甲はかかる場合、感光体、消耗品等、商品の製造中止としない供給が困難になる場合、乙は2ヵ月以上前に甲に通知し、本契約を終了させることができます。
- 第5条 甲は、経緯切りのメーターカウントを次のいずれかの方法により乙に連絡し、乙は連絡された使用コピー/プリント数および注文書記載のトータルサービス料金にもとづいて料金を計算し、料金計算の開始日は本契約の開始日とします。
- (1)甲がメーターカウントを記入した商品毎のメーター通帳あるいはそれに代わる書類等を乙に送付する方法
 - (2)甲の承認のもとで、乙が毎月切りのメーターカウントを遠隔自動検針する方法
- 2.コピー/プリント数の算出は、注文書記載のメーターを使用し算出します。各メーターの運用については、別途乙所定の書面によります。
- 3.トータルサービス料金は、注文書記載のトータルサービス料金項目等に記載の各モード料金の合計額とします。
- 4.乙の技術者が商品の保守にあたって、商品の系統と調整のため使用したコピー/プリントは、その数を各モードのコピー/プリント数から差し引きします(差し引き後のコピー/プリント数を以下、「テスト印刷後コピー/プリント数」といいます)。
- 5.不具合コピー/プリントが発生した場合は、注文書記載のミスコピー控除方法の記載に従い取り扱います。
- 6.用紙サイズによりコピー/プリントのカウントアップは、乙が別途定める条件に従い、複数になる場合があります。
- 7.前述のコピー/プリントをした場合、裏面コピー/プリント、裏面コピー/プリントそれぞれを1コピー/プリントとしてカウントします。
- 8.注文書記載の「稼働サイクル」期間中のトータルサービス料金は最低コピー/プリント料金に満たない場合、甲は最低コピー/プリント料金を乙に支払います。
- 9.契約開始または終了時において、商品の使用期間が注文書記載の「稼働サイクル」に満たない場合は、次のとおりとします。
- (1)稼働サイクルが1ヵ月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず使用済みコピー/プリント数に相当する額とします。
 - (2)注文書記載の「稼働サイクル」が複数月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず、使用済みコピー/プリント数をもとに超過月数(超過月数)に相当する額とします。
 - (3)注文書記載の「稼働サイクル」が複数月の場合、当該計算額は商品の使用日数に応じて日割計算した額とします。
- 10.料金の計算にあたり、円未満の金額は四捨五入です。
- 第6条 (1)乙がトータルサービス料金および本契約にもとづくその他のすべての甲の金融債権に消費税等相当額を加算して甲に請求し、甲は注文書記載の支払日まで当該請求金額を乙に現金(銀行振込を含む)で支払います。
- 2.甲が前項の支払を遅延した場合、甲は年利12%の割合による遅延損害金を乙に支払います。
- 第7条 乙は商品が修理された場合、甲からの要請にもとづき技術者を派遣または乙が相当と認める方法により修理および部品交換等の保守サービスを実施し、商品の部品を交換した場合、取り外した部品の所有者は乙に帰属します。
- 第8条 乙がトータルサービスを甲に提供する場合、乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。
- 2.乙が技術者を派遣して乙のサービス範囲から100%以上上れている場所において保守を提供する場合、甲は乙の請求をもとに乙所定の遠距離保守サービスを乙に支払います。
- 3.乙が技術者が修理できない結果、本契約対象以外の機械装置等に原因があることが判明した場合、甲は乙所定の理由により計算される原因調査料金を乙に支払います。
- 4.乙が修理した場合は、甲は甲の費用と責任において、商品に搭載する本契約対象以外の機械装置または当該機械装置で稼働使用するコンピュータープログラム、データの障害等を調査します。
- 5.次のいずれかの事由に該当する場合、乙は前条に定める保守サービスの提供義務を免れます。
- (1)商品所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外での使用または商品所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障の修理・調整
 - (2)操作時、落下、電撃的影響、強い衝撃その他の原因による不注意に起因する故障の修理・調整
 - (3)商品以外の機械装置またはコンピュータープログラム(コンピューターウイルス等の有害プログラムを含む)に起因する故障の修理・調整
 - (4)乙が指定する者以外の者による修理もしくは改造または乙が指定する方法以外の方法による移動に起因する故障の修理・調整
 - (5)大気汚染、水害、地震等の天災地災およびその他不可抗力に起因する故障の修理・調整
 - (6)乙の指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障の修理・調整
 - (7)甲が独自に設定した使用環境への復旧その他納入時と異なる状態への復旧
 - (8)盗難、窃盗、盗難物の移動を伴う作業その他の危険作業
- 6.前項のいずれかに該当しそれが原因で修理した商品の保守を甲が乙に要請する場合、乙は、甲乙協議の上決定する対応措置を乙所定のスポット保守料金でおこないます。ただし、乙が対応不能と判断する場合において、乙は甲からの提供義務を負うものではありません。
- 第9条 乙は本契約成立と同時に商品毎に感光体1本および適量数の消耗品等を甲に供給し、その後は乙の指定する者の巡回または甲の甲出によって適宜供給します。ただし、感光体およびデベロパーについては、高品質維持のため乙が必要と認めた場合に乙が交換します。
- 2.乙は、第7条の保守サービスの提供および前項の感光体および消耗品等の供給を乙の指定する者に委託できます。
- 第10条 感光体および消耗品等の所有者は乙に属し、甲は乙が乙の都合で感光体および消耗品等の供給を乙の指定する者に委託する旨を通知し、通常の用法に従って使用します。
- 2.甲は乙が修理する感光体および消耗品等を商品以外の機械装置等に使用できません。
- 第11条 甲は乙の事故の書面による承諾を要すに本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または質貸した場合は、本契約を終了します。
- 第12条 甲が乙の事故の書面による承諾を要すに本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または質貸した場合は、本契約を終了します。
- 第13条 乙は1ヵ月前までに、甲が不利となる場合、本契約の書面による通知によってトータルサービス料金を改定できます。
- 第14条 甲または乙が本契約の締結を再考する場合、解約希望日の1ヵ月前までに書面による通知によって相手方に予告します。ただし、甲が前条の料金改定によって解約する場合、料金改定の通知10日以内に書面による通知することにより料金改定の約日をもって解約できます。
- 第15条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当した場合、債務の期限の利益を自動的に失い、相手方にその時現在負担する債務を即時履行します。
- (1)本契約条項の1つにでも違反する事由が生じたとき
 - (2)倒産、仮倒産、破産、清算、更生、特別清算、会社更生、特定調停その他これらに類する手続の申立または公債公認の債務
 - (3)甲または乙が前条各号のいずれかに該当した場合、相手方は何ら催告を要せず、直ちに本契約を解除できます。
 - (4)甲または乙が前条各号のいずれかに該当した場合、相手方は何ら催告を要せず、直ちに本契約を解除できます。
- 第16条 乙が前条第2項にもとづき本契約を解除する場合、乙および乙の関連会社は本契約以外の甲との取引においても、甲との間に発生する債権債務を甲の承諾なく相殺することができます。
- 第17条 乙は、火災、水害、地震、スライクその他不可抗力が原因でトータルサービスを実施できない場合、その責任を負いません。
- 第18条 本契約を終了した場合、甲は乙に感光体および消耗品等を直ちに返還し、かつ残債務の全額を即時支払います。
- 第19条 甲または乙は、注文書記載の設置調整完了日に商品および消耗品に装着している器具類の設置調整が完了したことを確認します。
- 第20条 甲および乙は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損ししくは業務の妨害を行ったりは不当な行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
- 2.甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の親属先にも履行せざるを得ないものとします。
- 3.甲および乙は、前二項に対する違反が発生した場合、いつでもこれを是正するものとします。当該違反が相手方に影響を及ぼす場合、当該違反が相手方に影響を及ぼす場合は、直ちに相手方にその事実を報告します。
- 4.甲および乙は、相手方が前二項に違反した場合、債務なく、直ちに本契約を解除することができますものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。
- 5.本契約締結前に、甲乙間で反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損ししくは業務の妨害を行ったりは不当な行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
- 第21条 本契約に関する紛糾は、乙の本居所在を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。
- 第22条 本契約に定めのない事項または本契約条項の解釈に疑義が生じた場合、債権にもとづき誠実にその態度甲乙協議の上決定します。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫議員団)

(議員名 石川 憲幸)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
16	宿泊料	共通案分率 50%
	4/24 11,940円×100% = 11,940円	25%
	計11,940円	それ以外の案分
		案分の説明
		100%
		案分率
	全て政務活動に係るものであるため	100%充当

領 収 証 RECEIPT

No. 04598

石川 憲幸 様

2023年4月24日

金額	¥11,940
----	---------

内 訳	
現金	
クレジット	
銀行振込	
ID	✓

印
紙

但し、4/24～1/1の分の宿泊代として

内消費税
CONSUMPTION TAX



Hotel Monterey Kobe
ホテルモンテレー神戸

〒650-0011 神戸市中央区下山手通2丁目11番13号
TEL. 078-392-7111



上記の金額正に領収致しました。
担当者印無きものは無効です。

S60-2

宿泊代には食事料が含まれていない事を確認した

(添付様式7)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	石川憲幸
-----	------

活動名	県教育委員会 橋本総務課長との打合せの為前泊			
活動概要	・日時 : 令和5年4月25日(火) 9:30~ ・場所 : 自民党兵庫控室 ・内容 : 中学生の学校外クラブ活動の現状と制度改正の内容について			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	宿泊費	11,940	4-16	ホテルモントレ神戸 4/24 前泊
		合計	11,940	
備考	*添付書類:			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

(添付様式2)

4/24

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫議員団)

(議員名 石川 憲幸)

整理 番号	使 途 項 目		共通案分率	
	17	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		50%
宿泊料		それ以外の案分		
	4/25	11,940円 × 100% = 11,940円	案分の説明	
		計11,940円	100%	
			案分率	
	全て政務活動に係るものであるため		100%充当	

領 収 証 RECEIPT

No. 04599

2023年4月24日

石川 憲幸 様

金額	¥	11,940
----	---	--------

内 訳	
現金	
クレジット	
銀行振込	
ID	✓

印
紙

但し、4/25～1泊の宿泊代として

内消費税
CONSUMPTION TAX



Hotel Monterey Kobe
ホテルモンテレイ神戸



担当者
[Redacted]

上記の金額正に領収致しました。
担当者印無きものは無効です。

〒650-0011 神戸市中央区下山手通2丁目11番13号
TEL. 078-392-7111

S60-2

宿泊代には食事が含まれていない事を確認した

(添付様式7)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名

石川憲幸

活動名	秘書室 有田室長との打合せの為前泊			
活動概要	・日時 : 令和5年4月26日(水) 9:00~ ・場所 : 自民党兵庫控室 ・内容 : 5月20日解放同盟女性全国大会の知事出席について			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	宿泊費	11,940	4-17	ホテルモンテ神戸 4/25 前泊
		合計	11,940	
備考	*添付書類:			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫議員団)

(議員名 石川 憲幸)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
18	宿泊料	共通案分率 50%
	4/26 11,940円×100% =11,940円	25%
	計11,940円	それ以外の案分
		案分の説明
		(100%)
		案分率
	全て政務活動に係るものであるため	100%充当

領 収 証
RECEIPT

No. 04600

石川憲幸 様

2023年4月24日

金額	¥11,940
----	---------

内 訳	
現金	
クレジット	
銀行振込	
エロ	✓

印
紙

但し、4/26～1泊のみ宿泊代として

内消費税
CONSUMPTION TAX



Hotel Monterey Kobe
ホテルモントレー神戸

〒650-0011 神戸市中央区下山手通2丁目11番13号
TEL. 078-392-7111

担当者
[Redacted]

S60-2

上記の金額正に領収致しました。
担当者印無きものは無効です。

宿泊代には食事料が含まれていない事を確認した

(添付様式7)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	石川憲幸
-----	------

活動名	自民党 山口幹事長との打合せの為前泊			
活動概要	・日時 : 令和5年4月27日(木) 9:30~ ・場所 : 自民党兵庫控室 ・内容 : 新年度議員団運営について			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	宿泊費	11,940	4-18	ホテルモントレ神戸 4/26 前泊
		合計	11,940	
備考	*添付書類:			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫議員団)

(議員名 石川 憲幸)

整理 番号	使 途 項 目																																															
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																																															
19	事務職員給与(4月分)	共通案分率 50% 25%																																														
	<p>3/21~4/20</p> <p>197,750円×50%=98,875円</p> <p>給料支払明細書</p> <p>令和5年4月分</p> <p>殿</p>	それ以外の案分 案分の説明																																														
	<table border="1"> <tr> <td>労働日数</td> <td>皇 3月21日 25日</td> </tr> <tr> <td>労働時間</td> <td>16.5時25分</td> </tr> <tr> <td>所定時間外労働</td> <td>時 分</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">支 給 額</td> <td>基本給</td> <td>165,250</td> </tr> <tr> <td>所定時間外賃金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家族手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別手当</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">控 除 額</td> <td>交通費</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>197,750</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">控 除 額</td> <td>健康保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚生年金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雇用保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民税</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>差引支給額</td> <td>197,750</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(事業所名)</td> <td>石川 憲幸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>係 印</td> <td></td> </tr> </table>	労働日数	皇 3月21日 25日	労働時間	16.5時25分	所定時間外労働	時 分	支 給 額	基本給	165,250	所定時間外賃金		家族手当		特別手当	30,000	控 除 額	交通費	2,500	合計	197,750	控 除 額	健康保険料		介護保険料		厚生年金		雇用保険料		所得税		住民税		前払金		合計			差引支給額	197,750		(事業所名)	石川 憲幸		係 印		案分率
労働日数	皇 3月21日 25日																																															
労働時間	16.5時25分																																															
所定時間外労働	時 分																																															
支 給 額	基本給	165,250																																														
	所定時間外賃金																																															
	家族手当																																															
	特別手当	30,000																																														
控 除 額	交通費	2,500																																														
	合計	197,750																																														
控 除 額	健康保険料																																															
	介護保険料																																															
	厚生年金																																															
	雇用保険料																																															
	所得税																																															
	住民税																																															
	前払金																																															
合計																																																
	差引支給額	197,750																																														
	(事業所名)	石川 憲幸																																														
	係 印																																															

領 収 書

令和5年4月24日

石川 憲幸 様

¥ 197,750

ただし、事務所連絡職員給与(4月分)

NO.

氏名



就業	日	H	欠	病	日	H	年次有休	日	H
休日出勤	日	H	勤	放	日	H	代休	日	H
早出遅退	日	H	無届	届	日	H	出張	日	H
深夜	日	H	私外出	回	日	H	公外出	日	H
		H	遅刻早退	回	日	H			

日付	定時出	時間内		定時退	時間外	小計
		退	出			
6	9:00			17:00		
7	9:00			17:00		
(8)						
(9)						
10	9:00			17:00		
11	9:00			17:00		
12	9:00			17:00		
13	9:00			17:00		
14	9:00			17:00		
(15)						
(16)						
17	9:00			17:00		
18	9:00			17:00		
19	9:00			17:00		
20	9:00			17:00		

所定就業時数	H	×	%	当月
不就業時数	H	×	%	出勤率 %
正味就業時数	H	×	%	年次有休
	H	×	%	休日数 日

CASA

アマノBカード

NO.

氏名



所属

R5
3/21 ~ 4/20タイムカード
TIME CARD
5年4月分

日付	定時出	時間内		定時退	時間外	小計
		退	出			
(21)						
22	9:00			17:00		
23	9:00			17:00		
24	9:00			17:00		
(25)	14:30			17:00		
(26)	18:00	19:00				
27	9:00			17:00		
28	9:00			17:00		
29	9:00			17:00		
30	9:00			17:00		
31	7:00			19:45		
(1)	9:00			12:00		
(2)						
3	9:00			17:00		
4	9:00			17:00		
5	9:00			17:00		

$$7H \times 21 = 147H$$

$$(25) \quad 2.5H$$

$$(26) \quad 1H$$

$$(31) \quad 11.75H \quad (\text{休憩 } 1H)$$

$$+ \quad (1) \quad 3H$$

$$\text{計} \quad 165.25H$$

(添付様式 8)

※この様式は参考として示すものであり、この様式によることを必要とするものではありません。

雇 用 契 約 書


ふりがな		生 年 月 日
氏 名		S40年 5月 11日生
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇用期間	期間の定め： <u>なし</u> ・あり（年 月 日～年 月 日） 【期間の定めがある場合】契約の更新の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 自動的に更新する <input type="checkbox"/> 更新する場合があります <input type="checkbox"/> 更新はしない 【契約の更新は次により判断する】 <input type="checkbox"/> 勤務成績、態度 <input type="checkbox"/> 能力 <input type="checkbox"/> 経営の状況 <input type="checkbox"/> 従事している業務の進捗状況 <input type="checkbox"/> 契約期間満了時の業務量 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
雇用形態	正規職員 ・ <u>パートタイム</u> ・ その他	
就業場所	丹波市 氷上町 本郷 488-2	
仕事内容	事務 及び 政務活動に係る補助	
就業時間 (休憩時間)	1 始業 <u>午前</u> 午後 9 時 00分) 終業 (午前 <u>午後</u> 5 時 00分) 2 休憩時間 (12 時 00分から 13時 00分) 3 所定時間外労働： なし ・ あり	
休 日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始、夏期休暇、 その他 (雇用者が認めた日)	
賃 金	1 基本賃金 ① 月 給 (円)、② 日 給 (円) ③ 時間給 (1,000 円)、④ その他 (円) 2 諸手当： <u>なし</u> ・あり ① (手当 円)、② (手当 円) 3 割増賃金率 ① 時間外：()% ② 休日：()% ③ 深夜：()% 4 賃金締切日：毎月 20日 5 賃金支払日：毎月 25日 6 賃金支払方法：(現金) 7 昇給： <u>なし</u> ・あり (時期等) 8 賞与： <u>なし</u> ・あり (時期・金額等) 9 退職金： <u>なし</u> ・あり (時期・金額等)	
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。		
令和 5年 1月 20日		
雇用者	兵庫県議会議員	
	<u>江川 悠 幸</u>	
被雇用者		

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫議員団)

(議員名 石川憲幸)

整理 番号	使 途 項 目		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 事務費 人件費																																	
	郵便切手	84円切手×20枚	1,680円	共通案分率 50% 25%																																
20	1,680円×50% = 840円		案分率	それ以外の案分 案分の説明																																
	 丹波ゆめタウン サービスカウンター			当領収書は 石川のりゆき宛のものです																																
[領収書] 兵庫県丹波市氷上町本郷300 TEL:0795-82-8600 2023/04/27 18:00:08 レジ:0001 担当:0001 取引No:000120230427173729582																																				
<table border="0"> <tr> <td>切手</td> <td>¥84</td> <td>20点</td> <td>¥1,680</td> </tr> <tr> <td colspan="4">-----</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>20点</td> <td>¥1,680</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>¥1,680</td> </tr> <tr> <td>(非課税対象)</td> <td></td> <td></td> <td>¥1,680)</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td></td> <td></td> <td>¥1,700</td> </tr> <tr> <td>お預り</td> <td></td> <td></td> <td>¥1,700</td> </tr> <tr> <td>お釣り</td> <td></td> <td></td> <td>¥20</td> </tr> </table>					切手	¥84	20点	¥1,680	-----				小計		20点	¥1,680	合計			¥1,680	(非課税対象)			¥1,680)	現金			¥1,700	お預り			¥1,700	お釣り			¥20
切手	¥84	20点	¥1,680																																	

小計		20点	¥1,680																																	
合計			¥1,680																																	
(非課税対象)			¥1,680)																																	
現金			¥1,700																																	
お預り			¥1,700																																	
お釣り			¥20																																	
上記正に領収いたしました																																				

(添付様式6)

自民党兵庫議員団
[石川 憲幸]

切手受払簿

年	月	日	整理 区分	会計 帳簿 番号	摘 要 ※種類、送付数や送付内容等を記載	異動高				現在高	
						受		払		計	
						数量	価格	数量	価格	数量	価格
5	4	25			郵送 2件 (丹波市内 県政報告に係る事務連絡)			2	168	2	168
		26			郵送 2件 (丹波市内 県政報告に係る事務連絡)			2	168	0	0
		27	購入	4-20	切手購入 @ 84円 x 20枚	20	1,680			20	1,680
		28			郵送 2件 (丹波市内 要望、陳情に係る事務連絡)			2	168	18	1,512
					年度 計			枚	円	枚	円

※年度ごとに集計し、政務活動費収支報告書とともに議長へ提出してください。
 ※送付は業者発送に限ります。その場合も領収書添付様式の備考欄に送付先、送付内容等を記載願います。
 ※切手等は郵送の都度、必要枚数を購入することを前提に、月額1万円未満までの購入を可とします。
 ※送付先、送付内容を必ず記載願います。

(添付様式2)

4/27

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 5 年 4 月分)

(会派名 自民党兵庫議員団)


(議員名 石川憲幸)

整理 番号	使 途 項 目													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費 <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費													
21	神戸新聞購読料 4 月分 3,565円	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td><u>100%</u></td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>新聞購読料</td> </tr> <tr> <td>案分率</td> <td>4月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>神戸新聞</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	<u>100%</u>	案分の説明	新聞購読料	案分率	4月分		神戸新聞
	共通案分率	50%												
	25%													
それ以外の案分	<u>100%</u>													
案分の説明	新聞購読料													
案分率	4月分													
	神戸新聞													
	全て政務活動に係るものであるため 100%充当													
	10 D 5- 4-27	口座振替 3,565 コウエイシツブツ												

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(会派名 自民党兵庫議員団)
(議員名 石川憲幸)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費 資料購入費 ・事務所費・事務費・人件費	
22	丹波新聞購読料 4月分 1,450円	共通案分率 50%
	全て政務活動に係るものであるため 100%充当	25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明 新聞購読料
		案分率 4月分
		丹波新聞
	13D 5- 4-28 <input type="checkbox"/> 座振替	1,450 シワソウタイ
<div style="text-align: center;"> <h2>領 収 書</h2> <p>登録番号 T1140001041169</p> <p>令和5年4月分</p> <p>購読料 ¥1,450- (消費税込) (本体価格1,343円 消費税107円)</p> <p>上記金額たしかに受け取りました ご愛読誠にありがとうございます</p> <p>金額軽減税率対象 令和5年 4月 28 日</p> </div> <div style="float: right; text-align: center;"> <p>丹波市相原町相原 471-0410</p> <p>丹波新聞</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>扱者印 </p> </div>		

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫議員団)

(議員名 石川憲幸)

整理 番号	使 途 項 目														
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費 資料購入費 ・事務所費・事務費・人件費														
23	<p>公明新聞購読料 4 月分 1,887円</p> <p>全て政務活動に係るものであるため 100%充当</p>	<p>共通案分率 50%</p> <p>25%</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明 新聞購読料</p> <p>4 月分</p> <p>公明新聞</p>	案分率												
	<p>新聞購読料 領 収 証</p> <p>石川 憲幸 様</p> <p>ご購入ありがとうございます。 下記金額を正に領収いたしました。</p> <p>2023 年 4 月分 領収日 4月28日</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:40%;">領収金額</td> <td style="width:60%;"></td> </tr> </table>			領収金額											
領収金額															
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">品 名</th> <th style="width:25%;">定価(税込)</th> <th style="width:25%;">部 数</th> <th style="width:25%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="background-color: black; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="background-color: black; height: 20px;"></td> </tr> </tbody> </table>			品 名	定価(税込)	部 数	金 額								
品 名	定価(税込)	部 数	金 額												
	<p>その他購読料等 領 収 証</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">品 名</th> <th style="width:25%;">定価(税込)</th> <th style="width:25%;">部 数</th> <th style="width:25%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公明新聞※</td> <td>1,887</td> <td>1</td> <td>1,887</td> </tr> </tbody> </table> <p>※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0) (8%対象)</p>			品 名	定価(税込)	部 数	金 額	公明新聞※	1,887	1	1,887				
品 名	定価(税込)	部 数	金 額												
公明新聞※	1,887	1	1,887												
	<p>販売店 住所 [Redacted]</p> <p>TEL 0795-82-3012 FAX 0795-82-6991</p> <p>お申込No. 28106-13521(502)</p>														



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫議員団)

(議員名 石川憲幸)

整理 番号	使 途 項 目													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・ 資料購入費 ・事務所費・事務費・人件費													
24	赤旗新聞購読料 4月分 930円	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>新聞購読料</td> </tr> <tr> <td>案分率</td> <td>4月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>赤旗新聞</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	新聞購読料	案分率	4月分		赤旗新聞
	共通案分率	50%												
	25%													
それ以外の案分	100%													
案分の説明	新聞購読料													
案分率	4月分													
	赤旗新聞													
	全て政務活動に係るものであるため 100%充当													

石川憲幸

新聞・雑誌名 部数 金額

「しんぶん赤旗」日曜版 * 1 930

日本共産党発行の しんぶん赤旗

領 収 書

930 円

2023 年 4 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党丹波地区委員会
〒669-3309
丹波市相原町柏原2909-1
TEL. 07 35-72-1241

領収日 / 扱者

R5. 4. 28 精算

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫議員団)

(議員名 石川憲幸)

整理 番号	使 途 項 目									
25	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所賃・事務費・人件費</p> <p>事務所賃貸借料(令和5年5月分) 44,100円×1.1 48,510円 振込料 385円 48,895円×50%=24,447円</p> <p>24,447円を充当</p>	<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td></td></tr><tr><td>案分の説明</td><td></td></tr></table> <p>案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分		案分の説明	
		共通案分率	50%							
	25%									
それ以外の案分										
案分の説明										
	<table border="1"><tr><td>11 D 5- 4-28</td><td>送金</td><td>48,510</td><td>ニシタフトウガン(カ)</td></tr><tr><td>12 D 5- 4-28</td><td>手数料</td><td>385</td><td></td></tr></table>	11 D 5- 4-28	送金	48,510	ニシタフトウガン(カ)	12 D 5- 4-28	手数料	385		
11 D 5- 4-28	送金	48,510	ニシタフトウガン(カ)							
12 D 5- 4-28	手数料	385								

貸室賃貸借契約書

西田不動産株式会社（以下甲という）と石川憲幸（以下乙という）との間に下記条項のとおり賃貸借契約（以下本契約という）を締結する。

第1条 甲は次の物件（以下貸室という）を乙に賃貸し、乙はこれを賃借した。

所在地 兵庫県丹波市氷上町本郷味亀

484番地の1、485番地の1、486番地の1、488番地の1の一部分

建物構造 鉄骨造一部2階建

賃貸借部分（貸室部分） 2階 49㎡

末尾添付図面に赤線で囲んだ部分

第2条 乙は貸室を次の目的にのみ使用し、それ以外には使用しない。

1. 県会議員事務所

第3条 貸室料は月額金44,100円とし、乙は毎月末日までに翌月分を甲に支払うものとする。但し、契約入居時及び解約時の貸室料は日割計算とする。

②乙は前項の貸室料に課される消費税相当額を負担するものとする。

第4条 賃貸借期間は、平成30年8月1日から平成31年7月31日までとする。但し、契約満了の3ヶ月前までに甲乙双方いずれかが相手方に対し何らかの申出をしないときは、本契約は同一条件をもって更に1年間継続するものとする。その後の期間満了についても同様とする。

②本契約の存続期間中であっても、甲または乙は3ヶ月前の予告をもって、本契約を中途解約することができる。但し、乙の都合により解約予告3ヶ月以内に明渡した場合においても、解約予告の日から3ヶ月分の貸室料を甲に支払うものとする。

第5条 敷金は、金264,600円（貸室料月額の6ヶ月分）とし、乙は本契約締結後7日以内に甲に預託するものとする。

②敷金には利息を付さない。

③甲は、敷金を乙が滞納した賃料、その他乙の債務不履行に係る当該債務の金額（賠償額を含む）に充てることができる。

④乙は、甲が敷金を前項の債務の金額に充てた場合において甲の求めがあったときは、7日以内に第1項に規定する額に不足する金額を補填するものとする。

⑤甲は、本契約の第4条第1項の賃貸借期間が満了（但し書きを含む）及び第2項の中途解約した場合、又は第13条、第16条により本契約が解除された場合は、乙が貸室を完全に明渡した後遅滞なく、敷金を返還する。但し、乙が甲に対して負担すべき債務があるときは、甲は債務の弁済に要する相当額を控除することができる。

⑥乙は、甲に対する敷金返還請求権を他に譲り渡し、又は担保に供してはならない。但

し、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第6条 貸室内及び2階共用部分（便所・玄関等）の電気代、水道代、ガス代、その他の費用（以下水道光熱費等という）は、毎月乙が支払うものとする。

第7条 乙は貸室を善良な管理者の注意を持って使用するものとする。

②貸室内にある乙所有の物品の保管は乙の責任とする。

第8条 甲は建物の躯体及び甲の設置した付属設備並びに共用部分の維持保全に必要な修繕を行うものとする。但し、乙の故意または過失による修繕は乙の負担とする。

②貸室内のガラス、照明器具、スイッチ、コンセント等及び付属品の修繕については乙の負担とする。

③貸室内の壁、天井、床等に関する修繕（壁、天井は塗装、床は貼替を含む）は原則として乙の負担とする。

第9条 乙は、貸室を他に転貸及び他人を同居或いは賃借権その他の権利を第三者に譲渡できない。

第10条 乙に於いて貸室の造作改造をなす場合は、必ず事前に甲の承諾を得るものとする。但し、その費用一切は乙の負担とする。

②甲の承諾なくして貸室の形状を変更した場合は、甲は乙に対し現状の回復を要求することができる。但し、その費用一切は乙の負担とする。

第11条 乙またはその代理人、使用人、請負人等が故意または過失により貸室または共用部分およびその付属物件に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

第12条 乙に重大な支障のない限り、甲及び甲の従業員は貸室管理に必要なため、乙に連絡の上いつでも貸室内に入出入りすることができる。但し、緊急やむを得ない場合は、事後に乙に通知するものとする。

第13条 乙が2ヶ月続いて貸室料の支払いを延滞したときは、甲は直ちに貸室の明渡しを要求することができる。

第14条 本契約の終了に際しては、次の規定に従う。

1. 乙は貸室を本条第2項の規定により処理の上、本契約終了と同時に甲に明渡すものとする。

これに違反したときは、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了の日までの貸室料の2倍相当額を甲に支払うものとする。

2. 乙が甲の承諾を得て実施した改造・模様替並びに造作の新設等がある場合は、乙の負担により原状に回復するものとする。但し、甲より要求のある場合は現状有姿のまま無償で甲に譲渡することができる。

3. 貸室に付属する鍵等を乙が紛失し、貸室明渡しの際甲に返却しないとき、乙はその代価を弁償すること。
4. 乙は甲に対し、移転料、立退料等の請求をしない。
5. 貸室に乙の故意または過失による破損個所がある場合、その破損個所の修理は乙の負担とする。但し、通常使用による損耗破損及び自然の損耗破損の場合はこの限りではない。

第15条 乙は本契約終了と同時に乙所有の物品は全て撤去するものとする。
これに違反したときは、甲は直ちに残品を搬出及び処分することができるものとし、その費用は乙の負担とする。

第16条 乙において本契約に違反したときは、甲は何らの催告をなさずして本契約を解除することができるものとする。

第17条 本契約書に記載しない事項または本契約書中疑義を生じた事項もしくは本契約の実施運用に際し新たに生じた事項については、その都度甲乙誠意をもって協議の上その取扱方法を決定し、必要に応じ別に覚書を作成する。

②前項の覚書はこれを本契約の一部とする。

特約条項

第1条 本契約第1条に定める賃貸借部分（貸室部分）及び共用部分以外の空室部分について、甲は乙からの事前の申出により第2条の目的の範囲内で使用をすることを許可する場合がある。その場合の使用料その他の事項については、その都度甲乙協議の上決定する。

第2条 本契約は西田工業㈱との契約を引き継ぐものであるため、乙が西田工業㈱に支払済みである第3条の貸室料の前払いとなる平成30年8月分から12月分の238,140円及び第5条の敷金264,600円は、西田工業㈱から直接甲に移譲する。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

平成30年7月31日

甲

福知山市字天田小字犬丸131の
西田不動産株式会社
代表取締役 西田 百代
TEL. 0773-22-4763

乙

兵庫県議会議員
石川 憲 幸

2层平面图

